

i 税務課資産税係からのお知らせ

○令和5年度(2023年度)固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について地方税法第416条の規定により、令和5年度(2023年度)の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

縦覧場所

宮古島市役所1階 税務課

縦覧期間

令和5年4月3日(月)～
令和5年5月31日(水)
9時～17時
(※土、日、祝日、12:00～13:00は除く)

縦覧できる人

宮古島市に土地、家屋を有する納税者又はその代理人(同居の家族、相続人、納税管理人、共有者も同様に縦覧できます)

縦覧に必要な書類等

本人確認できるもの
(マイナンバーカード、運転免許証など)、
代理人の場合は委任状が必要となります。

☎ 税務課 資産税係 ☎ 72-3751

i 法務局からのお知らせ

**令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます！**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます(※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。)

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局宮古島支局にお問い合わせください。

☎ 那覇地方法務局宮古島支局 ☎ 0980-72-2639



i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方を相続人の中から指定して頂くことができます(地方税法第9条の2)。
相続人のうちのひとりに、「相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)」を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。
相続人の把握のために、相続人のうちのひとりに、「(相続人代表者指定届兼)固定資産現所有者申告書」(同法第384条の3及び宮古島市条例第74条の3)を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます(地方税法第343条第5項)。
当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります(地方税法第9条第4項)。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人にてご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査が納税通知書送付に間に合わない場合は、これまで通り、代表者の方へのみの送付となりますので、ご了承ください。

☎ 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751 (内線 2448、2451)

i 多重債務者無料相談を実施中

沖縄弁護士会は借金を抱えている方からの相談を受け付けています。
弁護士が電話や対面での相談に対応します。

相談は初回無料です。

借金返済に困っている方は是非ご利用ください。

受付：月曜日～金曜日
9時30分～17時00分
(12時～13時を除く)

☎ 沖縄弁護士会事務局 ☎ 098-865-3737

i 宮古島市児童生徒選手派遣補助金

令和5年4月より、事業内容の一部変更を予定しています。
変更内容や新しい申請様式については、決まり次第HPでもお知らせします。

☎ 学校教育課 ☎ 72-9959 または各学校へ

i ハンセン病元患者家族に対する補償金制度についてのお知らせ

令和元年11月22日「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。
法律に基づき、令和元年11月22日～令和6年11月21日までの期間に申請すると、対象となるハンセン病元患者のご家族の方々には、補償金が支給されます。

担当窓口

請求書の提出や請求に関するご相談については、厚生労働省(健康局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室)の下記の担当窓口にて御連絡ください。

厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00～16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

宛先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局補償金担当宛

メールアドレス hoshoukin@mhlw.go.jp



MIYAKOJIMA CITY INFORMATION

納税のお知らせ

納期限：5月1日(月)

・介護保険料随2期
▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

4月6日(木)、20日(水)
17時15分～18時45分

・場所：市役所1階 国民健康保険課
・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

・毎週 月～金(祝祭日除く)
・受付時間 8時30分～17時
・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

・4月18日(火) 13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課
・4月19日(水) 14時～16時
場所：女性若者活動促進施設(伊良部)

お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

・毎週 月～金 9時～17時
・場所：市役所1階 児童家庭課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

・平日：10時～12時/13時～16時
場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

・日時：4月12日(水)、26日(水)
18時～20時 ※要予約
・場所：市役所1階 地域振興課
・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905